

アメリカの会計不信とその対応

——企業改革法を中心として——

田 中 恒 夫

1. はじめに

アメリカでは、2001年12月に破綻したエンロン社以降2002年に入って半年の間に、多くの会社での不正な会計が相次いで発覚し、会計不信・信頼の危機と呼ばれ、株価も春（3/19）には\$10635であったものがワールドコム破綻後の7月23日には\$7702まで下落する有様であった。世界最大の証券市場とそれを支える高品質のインフラ（証券規制、会計基準、会計監査）を有すると信じていたアメリカで、このような不祥事が発生しようとはだれも思い浮かばない異常事態となってしまったのである。

そうした事態を受けて、一連の不祥事への対応策が証券取引委員会（SEC）、大統領、議会、ニューヨーク証券取引所（NYSE）を中心として提案され、議会へ法案も70本近くが出されたが¹⁾最終的にはサーベンス・オクスリー法（略称企業改革法）が7月30日に成立し、それを受けて、NYSEによる“コーポレート・ガバナンス・ルール”が8月1日に決定されて、8月16日にSECに承認申請されている。そうした新しい法体系の下で改革が始まろうとしている。

そこで、本稿では、紙幅の関係で、新制度が何をどのように変えようとしているかを中心に紹介することとし、その前提としてこの半年ばかりの間にどのようなことが起こったのかを理解していただくために表1を作成したので参照願いたい²⁾。

2. 企業改革法（サーベンス・オクスリー法）

以上の経過を受けて7月30日に成立したサーベンス・オクスリー法⁴⁾（Sarbanes-oxley Act：以下SO法と呼ぶ）の主要な内容をみてゆこう。また、この法案は一般に「企業改革法」と呼ばれている。なお、この法案の概要は、次の章により構成されている。

- 1章 公開企業会計監視審議会
- 2章 監査人の独立性
- 3章 会社の責任
- 4章 財務情報開示の強化

表1 不正会計とその対応 年表³⁾

関係者	2001年11月以前	2001年12月	2002年1月	2月	3月
エンロン社	10/16 12億ドル資本減額修正 (10/17日経) 11/19 SPE関連利益5年再修正 (11/30日経) 11/25 ダイナジー, エンロン買 収撤回 (11/29日経)	12/2 破産法申 請倒産 (12/3日経)		2/2 パワーズ報告 (2/4日経) 2/7 下院公聴会(元社 長)(2/8日経) 2/12上院公聴会(前会 長)(2/13日経)	
ワールドコム 社					
その他 各社 (不正)	・2001/6 ウェイスト・マネジメ ント粉飾につき, A.A和解金 払う (3/25日経)		1/28 グローバル・ク ロッシング破綻(架 空売上)(1/29日経) 1/16 トランプ社粉飾 (1/17日経) 1/22 Kマート破産法 不正会計疑惑 (1/23, 2/6)	・タイコ・インターナ ショナル情報開示不 信(2/5日経) ・クエスト・コミュニ ケーションズ不正会 計疑惑(2/12日経)	ウェイスト・マネ ジメント粉飾 (3/27日経)
SEC	・'98・9・28講演:ナンバ ーズ・ゲーム ・2000年6月独立性規制案公表 2000年11月改訂独立性規制決定		1/17 監査法人自主規 制機関設立提案(委 員長)(1/18日経)	2/13 開示規制強化策 公表(2/14日経)	
大統領					3/7 投資家保護 策提案 (3/8日経)
議会					
ニューヨーク 証券取引所 (NYSE)				2/13 SEC上場基準改 正要請 ・企業統治特別委設置 (2/23日経)	
公的監視委 員会(POB)			1/21 解散声明 (1/25日経)		3/31 解散
アーサー・ アンダーセン (A.A)			1/10 エンロン関連文 書大量破棄を発表 1/15 エンロン担当会 計士(ダンカン氏)解 雇, 文書破棄のため (1/16日経)		3/14 A.Aを司法妨 害で司法省起訴 (3/15日経)
アナリスト 関連				2/7 全米証券業協会 アナリストの開示義 務強化(案) (2/8日経)	
その他					FASB改革案公表 (3/18日経)

4月	5月	6月	7月	8月
	5/22上院エンロン問題で閣僚補佐官らに招換状 (5/23日経)			8/21 元幹部(コッパ氏)有罪を認める (8/23日経)
4/30 CEOエバース不正会計疑惑で辞任 (5/1日経)		6/25 粉飾38億ドル公表 (6/26日経)	7/21 破産法申請倒産 (7/22日経)	8/8 粉飾追加33億ドル合計71.8億ドル (8/9日経) 8/1 前CFO(サリバン)逮捕 (8/2日経)
・クエスト・コミュニケーションズ架空売上 (4/13日経) ・アデルファイア・コミュニケーションズ創業者一族への不透明な債務保証 (4/13日経) ・ダイナジー不正処理の疑い (4/26日経) ・ジュムスター・TVガイド・インターナショナル滞納者分売上計上 (4/13日経) 4/11ゼロックス粉飾15億ドルで制裁金 (4/12日経)	5/30マイクロソフト:SECと和解粉飾(ピック・パス)で (6/2日経) アデルファイアCEO退任 (5/16日経) ・ダイナジー SEC正式調査へ (5/9日経) ・エネルギー5社往復取引(売上水割)発覚 ダイナジー, CMSエナジー, エンカナ, エクセル・エナジー, リライアント・リソーシズ (5/21日経) ・ハリバートンSEC調査売上過大計上で (5/30日経)	・タイコ・インターナショナル前CEO脱税起訴 (6/5日経) ・ルーセント・テクノロジー前倒し売上計上 (6/27日経) 6/24アデルファイア・コミュニケーションズ破綻 (6/26日経) ・ゼロックス64億ドル売上水増し (6/29日経) ・イムクロン・システム前CEO自社株インサイダー取引で逮捕 (6/27日経) ・ハリバートン過大売上の疑い (6/27日経)	・AOLタイムワーカー売上高水増 (7/19日経) ・プリストル・マイヤーズ売上かさ上げ (7/12日経) ・クエスト・コミュニケーションズ司法省捜査(不正会計) (7/11日経) ・デューク・エナジー相互取引 (7/13日経)	・ダイナジー破産法の可能性 (8/14日経)
		6/20 監査監視機関提案 (6/21日経) 6/27 開示正確性保証を要請 (6/28日経)		8/27 宣誓義務等規則決定 (8/28日経)
		6/29 不正会計摘発強化ラジオ演説 (6/30日経)	7/9 不正会計包括防止策発表 (7/10日経) 7/30 企業改革法署名成立 (7/31日経)	
4/24下院監査透明性法可決(オクスリー法) (4/25日経)			7/15 上院:会計改革法可決(サーベンス法) (7/16日経) 7/25 両院:企業改革法可決(サーベンス・オクスリー法) (7/25日経)	
		6/6 会社責任・上場基準委勧告発表 (6/7日経)		8/1 コーポレート・ガバナンスルール発表 (8/16SEC承認申請) (8/2日経)
・ダンカン氏司法省に協力 (4/10日経)		6/15 有罪評決司法妨害 (6/16日経) 6/15 監査業務停止声明 (6/17日経)		8月末で監査業務停止 (8/31日経)
・アナリストNY州司法当局一斉調査 (4/12日経) 4/19アナリス協会報酬改革案 (4/21日経)	5/21メリル・リンチ:NY州とアナリストの中立性確保で和解 (5/22日経) 5/8 SEC:アナリスト規制規則承認 (5/9日経)			
		6/10 米会計不信足踏み (日経) 6/25 米会計不信出口見えず (日経)	7/31 PwCコンサル部門IBMへ売却 (7/31日経)	

- 5章 アナリストの利益相反
- 6章 SECの財源と権限
- 7章 研究と報告
- 8章 企業不正及び刑事詐欺の責任
- 9章 ホワイトカラー犯罪の刑罰強化
- 10章 法人税申告書
- 11章 企業不正及び説明責任

1. 公開企業会計監視審議会

公開企業会計監視審議会（the Public Company Accounting Oversight Board：PCAOB）は、投資家の利益及び独立監査報告書の作成における大衆の利益を保護するため、公開企業の監査を監視するため設立され、次のことを行なう（SO法101）。

- (1) 監査報告書を作成する会計事務所の登録を行なう。
- (2) 監査基準、品質管理基準、倫理基準、独立性基準及びその他の基準をルールに則り設定又は採用する。
- (3) 登録会計事務所の検査を行なう。
- (4) 登録会計事務所及びその事務所の関係者を調査、関係する懲戒処分を行ない、適切な処罰を科す。
- (5) 審議会が投資家保護のため必要なその他の責任又は職能を遂行する。
- (6) この法律、審議会規則、職業諸基準、会計士の義務と責任といったことの遵守の強制。

PCAOBは、ボードメンバー5人が任期5年で（最大2期まで）任命され、フルタイムの勤務のうち2人のみがCPAであり、もしそのうちの1人が議長である時は、その任命前5年間は現役のCPAでないことが必要である。

なお、PCAOBは非営利法人でありSECの処置に従う。

監査を行なう事務所は、SECが定める特定の日から180日以内にすべてPCAOBへの登録が義務付けられる（SO法102）。そこでは、発行者名と共に、各発行者ごとの報酬（監査・その他会計サービス・非監査サービスごとに）、品質管理方針書、全会計士名、監査に関する刑事・民事・行政訴訟に関する情報、発行者と事務所で会計上の不一致を開示した発行者によりSECに提出された開示のコピー、などが届出される。またPCAOBにより出される要求に従う旨の同意書の提出も求められる。登録会計事務所は登録料及び年次負担金をPCAOBに支払う。

PCAOBは、監査基準、品質管理基準、倫理基準を設定する権限を有するが、1つ又は複数の会計士団体又は新設されるアドバイザーグループが作成提案した基準を採用してもよいが、それらを修正・補足・廃止する権限を有する（SO法103）。監査基準に含めるべき事項として次の点を示している。

- (1) 監査調書及び監査報告関連情報を作成し7年以上保持すべきこと。

(2) 監査報告書についてコンカリング又はセカンドパートナーによるレビューと承認、及びその報告書の発行についてインチャージ以外の適任者又は独立レビューアーの承認を規定すること。

(3) 監査報告書で発行者の内部統制構造及び手続についての監査人の検証の範囲を述べ、さらに次の点を示すこと。

①そのような検証による発見事項

②内部統制構造及び手続が次のようであるかどうかの評価

- ・発行者の取引及び資産の処分を正確で適正に反映する記録の保全を含んでいるか
- ・GAAPに従った財務諸表の作成ができるように取引が記録され、そして収入・支出が経営者や取締役の承認によってのみ行なわれているという合理的保証を与えるか

③内部統制の重要な欠陥及びその検証により発見された重要な非遵守の記述

次に品質管理基準に含めるべき事項として以下を示している。

①職業倫理及び独立性の監視

②会計・監査上の問題点の事務所内での協議

③監査業務の監督

④雇用、専門能力開発、昇進

⑤業務の受嘱及び継続

⑥内部検査

⑦PCAOBが規定するその他の要件

また、PCAOBは、独立性基準及び規則を設定する、としている。

登録会計事務所の検査は、定期的に100社超の監査報告書を出している事務所は毎年、また100社以下の監査をしている事務所は、少なくとも3年に一度行なわれる(SO法104)。その検査の結果はSEC及び州規制当局へ送られると共に適度な詳細さで一般に公開される。

会計事務所の調査と懲戒処分の手続は、会計事務所に書類の提出と証言を求める(SO法105)。調査はSECと連絡・調整し、SEC、その他司法当局に委託することもある。またその調査資料は、SEC、司法長官、規制当局などが利用可能とされている。その結果、この法律、審議会のルール、証券諸法、SECルール、専門職業ルールなどに反していることが明らかになった時は、PCAOBとして一定の手続を経た上で処罰(登録の一時停止、取り消し、罰金、戒告、追加専門教育、その他)を行なう。

罰金については、自然人に対して10万ドル、その他は200万ドル、意図的又は知りながら或いは過失が繰り返される例については、自然人75万ドル、その他1500万ドル以下とされている。

PCAOBが下した処罰は、SEC、州規制当局、外国の資格付与機関及び社会に報告される。

さらに外国会計事務所についても、いずれかの発行者の監査報告書を出している場合は、この法律、PCAOB、SEC規則に従うこととされ(SO法106)、また、監査報告書は出さないがそのような報告書の作成に実質的な役割りをはたす海外会計事務所も同様とされる。そのような海外会計

事務所が意見を表明する、又は、登録会計事務所が監査報告書のすべて又は一部の発行に依拠している重要なサービスを行なっている海外会計事務所は、SEC又はPCAOBに監査調書を提出し、アメリカの裁判所の管轄権に従うものとされる。SEC及びPCAOBは、必要で適切な時はこれを免除する権限がある。

このPCAOBはSECによる監督をうけており(SO法107)、PCAOBの規制はSECの承認を要し、SECはそれら規則の追加、削除、廃止の権限を有し、PCAOBの処分もSECによるレビューを受け、必要時には修正される。また、PCAOBはSECにより権限の取り消し、その他の処分を受ける。

また会計基準の設定機関については、迅速な決定のため多数決とすべきこと、会計基準を事業環境の変化を反映するために最新のものとするため必要なことの検討を求めている(SO法108)。またSECに、細則主義(rule based)会計システムから原則主義会計システム(principles-based accounting)を採用するための研究と報告を上院の銀行・住宅都市問題委員会に1年内に提出を求めている。

このPCAOBの予算(会計事務所分収入を除く)及び会計基準設定機関の資金は、各発行者よりの会計サポートフィー(accounting support fees)として、株式時価に応じて分担徴収される(SO法109)。出版物収入を入れてもよいとしている。さらに金銭での罰金収入は認定会計学位プログラムの登録学生の優秀奨学金として使用する。

2. 監査人の独立性

監査人の独立性を確保する見地から、監査と同じ時期にその発行者に次の非監査サービスを監査人が提供することは違法とされる(SO法201)⁵⁾。

- (1) 監査クライアントの記帳或いは会計記録又は財務諸表に関連したサービス
- (2) 財務情報システム設計及び実施
- (3) 鑑定又は評価サービス、公正意見、又は現物出資の報告
- (4) 保険数理サービス
- (5) 内部監査外部委託サービス
- (6) 経営管理業務又は人事管理業務
- (7) ブローカー又はディーラー、投資アドバイザー、又は投資銀行サービス
- (8) 監査に関係ない法務サービス及び専門サービス
- (9) PCAOBが規則で決定する容認し難いその他のサービス

PCAOBは、必要があり適切であると考える時は、ケース・バイ・ケースでこれらの禁止を免除してもよい。

また、登録会計事務所は、次の手続に従って監査委員会により事前に承認されている場合だけ、上記に掲げられていない税務を含む非監査サービスに従事してもよい、としている。

そこで監査委員会の事前承認であるが、まず、すべての監査サービス及び次に示す例外を除く非監査サービスは監査委員会の事前承認が必要である(SO法202)。

事前承認の次の最小の例外は承認が事後でもよいとされる。

- ①すべての非監査サービスの合計額が、その発行者から監査人に支払われた収入合計額の5%以下であること
- ②そのようなサービスが、業務の時点で非監査サービスであると発行者により認識されていなかったこと
- ③そのようなサービスがすぐに監査委員会に知らされ監査の完了前に監査委員会により承認されている、又は、監査委員会により取締役会のメンバーである監査委員会のメンバーにそのような承認を与える権限が委任されているメンバーの1人以上により承認されていること

監査人により実施され監査委員会の承認を得た非監査サービスは、投資家への定期報告書の中で開示が求められている。

登録会計事務所の担当パートナーは、その発行者の監査は、4年で交代が必要で5年担当すると違法とされる（SO法203）。

登録会計事務所は、発行者の監査委員会に適時に次のようなことの報告をしなければならない、とされる（SO法204）。

- ①すべての重要な会計方針及び実務
- ②経営者と議論したGAAP内での財務情報のあらゆる代替的取扱い、そのような選択的な開示や取扱いの使用の各方面への影響、及び会計事務所により好ましいとされた処理
- ③その他会計事務所と経営者との間で、マネージメント・レター又は未調整差異一覧表などの重要な書面での伝達事項

会社のCEO、コントローラー、CFO、最高会計責任者（CAO）、それらと同等の地位にある人などが、その監査の開始日前1年間に、その会計事務所により雇われ、そしてその監査に何らかの資格で関与していた時には、その事務所が監査を行なうことは、利益相反ということから違法とされ、監査は出来ない（SO法206）。

また、米国会計検査院院長に、監査する会計事務所の強制的な交代を要求することのあり得る影響の研究とレビューを求め、この法律の制定後1年以内に上下両院の委員会にその報告書の提出を求めている（SO法207）。

SECは、この法律の制定後180日以内に、この節で定められた監査人の独立性を実施するための最終的規則を出すことが求められ、監査人がこれらに反する時は違法とされる（SO法208）。

非登録会計事務所を監督するに際して、州規制当局は、会計事務所及びそのクライアントの規模、特質を特に考慮して適用可能な適切な基準の決定をすべきであり、この法律でPCAOBにより適用される基準が中小規模の非登録会計事務所に適用されると考えるべきではない（SO法209）。

3. 会社の責任

本節では、会社の責任として、監査委員会、財務報告に関する会社の責任、CEO・CFOの責任、

年金ファンド禁止 (blackout) 期間中のインサイダー取引の禁止, 弁護士の責任, 投資家のためのファンドの創設, などが定められている。

以下順次, それらの内容をみてゆこう。

まず, 公開会社の監査委員会についての要件を定めている (SO法301)。

発行者の監査委員会は, 取締役会の委員会としての立場で, 登録会計事務所の任命, 報酬及びその作業の監視に直接の責任を有し, 登録会計事務所は, 監査委員会に直接に報告しなければならない。

そして, 監査委員会の各メンバーは, 取締役会のメンバーであるが, それ以外は独立性を有することが求められる。具体的には, 各メンバーは, 取締役会・監査委員会・その他の取締役会委員会のメンバーとして以外には①コンサルティング, 顧問, その他の報酬金を発行者から受け取っていないこと, ②発行者或いはその子会社の関係者でないこと, が求められる。但し, SECはこの要件の免除を状況によりしてもよい, としている。

さらに監査委員会は, ④会計・内部会計統制・監査の問題に関して, 発行者により受け取られる苦情の受領・保存・処理, 及び, ⑤疑わしい会計又は監査事項に関する懸念に関する従業員による内密で匿名での提案 (内部告発) を扱うための手続の確立を求められている。

さらに監査委員会は, その職務を遂行するため必要な時には, 独立の顧問及びその他のアドバイザーを備うことができる。

このような監査委員会の活動を適切に支えるため, 監査報告書を出す登録会計事務所及び, 監査委員会により備われたアドバイザーに, 発行者よりの資金が用意される。

このような監査委員会に関する規定に従っていない発行者の上場を禁止するようSECに指示すべきことを求めている。

次に, 財務報告に関する会社の責任については, SECは, 会社の定期的報告書に関して, 筆頭執行役員 (principal executive officer) 及び筆頭財務担当役員 (principal financial officer) 或いは同様の役目をはたす役員は, SECに提出される年次又は四半期報告の中で次の事項を証明することを要求している (SO法302)。

- ①署名役員はその報告書をレビューしたこと。
- ②役員が知っている限りでは, その報告書は, 重要な事実の真実でない報告書を含んでいないし必要で重要な事実を述べることを省略していないし, ミスリードしていない。
- ③そのような役員が知っている限りでは, 財務諸表及びその報告書に含まれているその他の財務情報は, あらゆる重要な点で財政状態及び経営成績を適正に表示している。
- ④署名役員は
 - (A) 内部統制を確立し維持する責任がある。
 - (B) 会社及びその子会社に関するその期間中の重要な情報が, その組織内の他の人によりそのような役員に知らされていることを保証するように, そのような内部統制が設計されている。

(C) 報告書前90日以内の日現在で発行者の内部統制の有効性を評価している。

(D) 評価にもとづいて彼等の内部統制の有効性に関する彼らの結論をその報告書の中に示している。

⑤署名役員は、その監査人及び監査委員会に次の点を開示している。

(A) 財務データを記録・処理・要約・報告をするその発行者の能力に不利に影響しうる、そして監査人に内部統制の重要な弱点を識別されている内部統制の設計及び運用における重要な欠陥

(B) 内部統制において重要な役割を有する経営者及びその他の従業員の関わっている、重要かどうかにかかわらずあらゆる不正

⑥署名役員は、内部統制において或いは評価の日後内部統制に大きく影響しうるその他の要因における重要な変更があったかどうか、重要な欠陥及び重大な弱点に関する何らかの矯正活動を含めて、その報告書の中に示している。

さらに、発行者の役員又は取締役、或いは、その指示の下で行動している人が、財務諸表を重大にミスリードする目的のために、監査に従事している会計士に、不正に影響を与え、強要し、ごまかし、又はミスリードするために何らかの行動をとることは違法である、としている(SO法303)。SECは90日以内に規則案を270日以内に最終規則を出すこととされている。

さらに、CEO、CFOについての責任として(SO法304)、もしも、発行者が不正行為(misconduct)の結果として、証券諸法下の財務報告要件への重要な非遵守により会計上の修正再表示(restatement)をすることが要求される時には、CEO及びCFOは、①そのような財務書類のSECへの最初の提出後12ヶ月以内に発行者から受け取ったボーナス又はインセンティブ又は株式ベース報酬、②その12ヶ月以内に有価証券の売却により実現した利益、を発行者に返還しなければならない、但し、SECは、適切と考えられる時には免除しうる、としている。

また、証券諸法違反によりSECにより取られた訴訟に於いて、裁判所が役員又は取締役として勤務することを禁止する要件が、不適格性(従来は重大な不適格性)に緩和された(SO法305)。

次に、年金ファンドの禁止期間中に発行者の取締役又は執行役員が、その発行者の有価証券を購入・売却又は取得・移転することは違法とされ禁止された(SO法306)。そして、もしも、取締役や執行役員が、このような規定に違反して売買等によって得た利益は、発行者により取り戻される。ここで禁止(blackout)期間とは、年金プランの受益者の50%以上がその発行者の株式の売買等を一時的に中止されている期間をさしている。エンロン事件の反省から規定されている。

さらに、弁護士に対しては専門家としての責任について、投資家保護のため最低のルールをSECが定めるとしている(SO法307)。そこでは、証券諸法・受託義務・その他についての会社による重要な違反の証拠を、CEO又は主任法律顧問に報告すること、及び、その役員又は顧問がその証拠に適切に対応しない時は、その証拠をその発行者の監査委員会に報告すること、を弁護士に要求する、としている。

証券諸法ルール等違反による犠牲者の救済のために返還(disgorgement)ファンドを設ける、と

している（SO法308）。すなわち、証券諸法或いはその下での規則等の違反者に対して、SECの行政処分でSECが、返還（disgorgement）を命じ、又はその処分の和解でそのような返還に同意し、また、SECがそのような人から民事制裁金を入手するときには、それらの制裁金は、それら違反犠牲者のための返還ファンドにされる。SECは、そのファンドのため財産の贈与・遺贈・遺産を受け入れ管理・利用し、それらの金は、犠牲者の救済のため利用される。こうしたSECの執行処分は5年後に見直しが考えられている。

4. 財務情報開示の強化

財務情報の開示の強化のため、定期的報告書の開示、役員へのローンの禁止、取締役・役員及び主要株主の届出、内部統制の経営者による評価、上級財務担当役員のための倫理規則、監査委員会の財務専門家の開示、定期的ディスクロージャーのSECによるレビューの改善、リアルタイム・ディスクロージャーを求めている。以下順次みてゆこう。

定期的報告書の開示の強化（SO法401）では、GAAPに従って作成されることを要求される財務諸表を含む各財務報告は、登録会計事務所により識別されているすべての重要な訂正事項（correcting adjustments）を反映すべきである。さらに、各定期的報告が、財政状態・経営成績に、現在及び将来に重要な影響をもつすべての重要なオフ・バランス取引、取り決め、義務、非連結企業とのその他の取引、といったものを開示すべきであり、SECにそのルールの作成を180日以内に求めている。また、プロフォーマ財務情報は、それを作るために重要な事実の虚偽の表示を含めず、必要で重要な事実を脱漏しない、さらに、発行者の財政状態、経営成績と調整するように表示されるべきであり、これもSECに180日以内にルール化を求めている。

次に、SPEの利用及びオフバランス取引（資産・負債・リース・損失を含む）の程度を決定し、一般に認められた会計ルールが、そのようなオフバランス取引の経済的実態に反映して透明なやり方になっているかどうかを決めるため、オフバランスの新ルール採用後1年までの間に研究をまとめることがSECに求められ、その研究後半年以内に、オフバランスの見積額、SPEの利用の程度、GAAPが発行者によりスポンサーされたSPEを連結しているかどうか、などを大統領及び上下両院委員会に報告と勧告が要求されている。

役員へのローンの禁止（SO法402）は、利益相反の改善として提示され、発行者が取締役又は執行役員に対して、子会社を通じることを含めて直接又は間接に融資をしそれを続け、延期を手配し又は更新し、又は個人ローンを行なうということは違法とされる。ただし、通常の消費者金融会社が、一般大衆になされているのと同様の条件で通常のビジネスコースでなされているものであれば行なってよしとし、例として、家の改修等ローン、消費者ローン、クレジット・カードなどは除外しないとしている。

取締役、役員及び10%超の主要株主の株式数については、取締役、役員となった日から10日以内に、また株式数の変更についてはその取引後2営業日以内に届出を要するとされる（SO法403）。

内部統制の経営者による評価については、SECが発行者の年次報告書に内部統制報告書を含め

ることを規定し、そこでは

- ①財務報告のために適切な内部統制構造と手続を確立し維持するという経営者の責任を述べ
- ②発行者の直近の年度末現在で、財務報告に関する発行者の内部統制構造及び手続の有効性の評価を含めるべきこととしている（SO法404）。

それを受けて、登録会計事務所は、経営者によりなされた評価を証明し、報告しなければならない。その証明は、PCAOBにより採用された証明業務基準に従ってなされるべきであり、そのような証明は、別個の業務の問題ではない。

上級財務担当役員、すなわち、CFO・コントローラー・主任会計オフィサーなどのための倫理規制を採用しているかどうか、もし採用していない時はその理由、を定期報告と同時に開示すべきこと、とする規則をSECが出すことを求めている（SO法406）。さらに、そのような倫理規則の変更又は適用除外とするなどのインターネット等による普及を要求するため即時開示を求めている様式8-Kの改訂を求めている。ここで倫理規則とは、①正直、倫理的行動（事実上又は明瞭な利益相反を倫理的に扱うことを含む）、②全部の、公正で、正確で、タイムリーで理解しやすいディスクロージャー、③適用されるルールや規則の遵守、を促進するために合理的に必要な基準をいう、としている。このルールは90日以内に案を180日以内に規則を出すことを求めている。

監査委員会の財務専門家の開示（SO法407）については、監査委員会が、少なくとも1人の財務の専門家を含んでいるかどうか、もしそうでない時はその理由を、定期報告と同時に開示すべくSECにルール作りを求めている。財務専門家とは、会計士・監査人・主任財務オフィサー・コントローラー・主任会計オフィサー・類似のポジション、といった経験及び教育を通じて、①GAAP及び財務諸表の理解、②財務諸表の作成又は監査及び会計原則の適用の経験、③内部会計統制の経験、④監査委員会の機能の理解、を持っている人、といったことの検討をSECに求めている。これについて90日以内に原案を180日以内に最終規則を求めている。

定期的ディスクロージャーのSECによるレビューの改善（SO法408）では、SECは上場企業について定期的でシステムティックにレビューをすることを求められ、そのレビューのスケジューリングの規準として、①重要な修正再表示（restatement）をした発行者、②株価のかなりのボラティリティーを経験している発行者、③多額の市場資金調達をした発行者、④PERの異常に高い新興企業、⑤その活動が経済の重要な部門に影響を及ぼす発行者、⑥SECが適当と考えるその他の要因、といったもの示されている。そのレビューは、少なくとも3年に1回は行なうこと、としている。

リアルタイム・ディスクロージャー（SO法409）に関しては、SECが投資家保護のため必要で有益であると決定したのにもとづいて、財政状態及び経営成績に於ける重要な変化に関する追加情報を、わかりやすい英語で（plain english）迅速で最新のベースで開示すべきであるとしている。

5. アナリストの利益相反

アナリストが公正中立な意見を出してこなかったとの批判に応えるため、アナリストの独立性

を確保するための対応が示されている（SO法501）。

すなわち、投資銀行のブローカー又はディーラー部門関係者又はリサーチに直接責任を負わない人によるリサーチレポートの許可・承認の制限、ディーラー部門で働いている役員によるアナリストの監督及び報酬査定の制限、ディーラー部門によるアナリストへの報復をしないように要求する、公募に参加していたディーラーがその発行者のリサーチレポートを出せない期間を定める、アナリストが投資銀行部門のレビュー・圧力・監視から適切に隔離されるよう制度を確立する、といったようなアナリストの独立性を守るためのルールをSEC及び証券業協会がこの法律の制定後1年内に採用することを求めている。さらに、アナリストレポートの中でアナリストの利益相反（発行者に投資又は負債がある、発行者から何らかの報酬を受けとっているかどうか、レポートで推奨される発行者が、そのブローカーのクライアントであるか、アナリストがリサーチレポートについてブローカーの投資銀行収益にもとづく報酬を受けとっていたか、その他の利益相反）の開示を要求するルールの採用を求めている。

6. SECの財源と権限

SECの重要性が高まっていることに対応して、SECの資金・人材・権限を強化するため、予算増額の承認、SECの譴責権、低位株募集参加に法廷による禁止権、などの措置がとられている。以下順次みてゆこう。

まず予算を増額して\$776Mとされ、\$102Mは、給与・手当に、\$108MはIT・証券市場振興・テロ事件を考慮した復旧・鎮静活動に、\$98Mは200人の増員にあてる、とされる（SO法601）。

SECの譴責権については、その人物が①他を代表するために必要な要件を満たしていない、②品性や誠実性に欠ける、又は、非倫理的或いは不適切なプロとして行為に従事した、③証券諸法或いはその規則の条項に故意に違反し或いは違反を故意に促進し又は扇動している、といったことをSECに認定されている時には、SECはその人物を譴責し、その人物がSECの前に出頭し或いは業務を行なうという特典を一時的に又は永久に許さない、という権限を有する（SO法602）。すなわち、証券諸法違反の会計士、弁護士等の責任追及のSECの権限を定めている。

また、連邦法廷は（SO法603）、低位株（penny stock）の募集に参加する人に、その参加を禁止する権限を有し、SECはブローカー、ディーラーに業務の禁止、一時停止を命ずることができる。

7. 研究と報告

本節では、種々議論され批判が出てきている問題について今後の対応を検討するため、それらの問題の調査研究と報告を求めている。それらのテーマは、会計事務所の合併、格付機関、違反者と違反の内容、強制措置、投資銀行の調査である。

まず会計事務所の合併について会計検査院長に次の点の調査研究を求めている（SO法701）。

- (1) 1989年以来会計事務所が合併し、大企業を監査できる事務所の減少をもたらした要因
- (2) その合併が内外の資本市場にもたらしている現在及び将来の影響

- (3) そこで識別された問題への解答—大企業を監査する事務所の数の増加及び競争の促進策
- (4) 事務所間の限られた競争から企業が直面する問題—①高いコスト, ②低い質のサービス, ③監査人の独立性の毀損, ④選択肢の減少, 等
- (5) 規制が事務所間の競争を妨げるかどうかそしてその程度

これらの研究をするに際しては会計検査院長は、SEC・G7国の規制当局・司法省・その他適切と考えられる組織、との協議をするべきとされている。その調査結果を1年内に上下両院委員会に提出すべしとされる。

格付機関に関しては(SO法702)、SECが証券市場の中で格付機関の役割と機能について研究を求められ、具体的には、①証券発行者の評価における格付機関の役割、②投資家及び証券市場の機能にとっての格付機関の役割の重要性、③財務情報と企業リスクについての格付機関による正確な評価にとっての障害、④格付機関として活動することへの妨げ、及び、それを取り除くために必要とされる手段、⑤その格付けの信用リスク及びその資源に関する情報の普及を改善するために必要と考えられる方法、⑥格付機関の利益相反及びそのような利益相反を防止し改善するための手段、を検証し、大統領及び上下両院委員会へ180日以内の報告が求められている。

違反者と違反の内容では(SO法703)、SECが1998年1月1日から2001年12月31日までの4年間に次のことの調査研究が求められている。

まず、1としてA証券諸法違反を幫助しそして扇動していた、しかし、自身は主要な違反者としていかなる行政処分又は民事訴訟及びそれらの和解を含めて制裁を課され、罰せられ、その他有罪にされていない、B証券諸法の主たる違反者であったことが判明している、この二つを満たす公認会計士、会計事務所、インベストメント・バンカー、インベストメント・アドバイザー、ブローカー、ディーラー、弁護士、その他証券プロフェッショナルの数

次に2として、幫助者及び扇動者さらには主たる違反者によって行なわれた証券諸法違反の次のような内容、すなわち、①違反とされた証券法の条項、②それら違反者に課された特別の制裁や刑罰、課された罰金額及び入金額、③同じ人による多重違反の発生、④違反者に関して懲戒制裁措置(戒告、停職、SEC業務への制裁)

3として、それらの違反者に課した返還金、弁償金、その他の罰金、及びそれらの回収額

この調査報告は、上下両院の委員会へ6ヶ月以内に出すこととされている。

強制措置(SO法704)に関しては、SECが前5年にわたって、収益認識、SPEの会計処理のように不正やごまかし、利益調整などが疑わしい報告要件違反及び修正再表示(restatements)に関するすべての強制措置をレビューし分析を行なって、その問題点の改善策も含めて、両院の委員会へ180日以内に提出を要する。

投資銀行の調査(SO法705)では、会計検査院長が、投資銀行及びファイナンシャル・アドバイザーが、会社の利益を操作し、真の財政状態を隠蔽することに加担したかどうかの調査をしなければならない。①エンロン社の倒産でのデリバティブ取引のデザインと実施、SPEに関する取引、及びその他の処理、②グローバル・クロッシング社の失敗における光ファイバーケーブルの

スワップに関する取引、会社の真の財政状態を隠蔽する取引のデザイン、③収益の操作、負債のオフバランス化など会社の経済的及びビジネスのリスクを変えないで財務状況を隠蔽するためにデザインされた創造的な販売取引、といったことに関する投資銀行及びファイナンシャル・アドバイザーのルールに取り組み、改善のための提案と共に、両院委員会へ180日以内に報告することとされている。

8. 企業不正及び刑事詐欺の責任

この節では、捜査にからむ書類の破棄・改ざん、監査調書の破棄、証券詐偽の刑罰、及び内部告発者の保護、証券不正追求期間の延長等について定めている。

まず、捜査にからむ書類の破棄（SO法802）については、特に、連邦捜査及び破産の場合に、記録・書類を故意に改ざん・破棄・隠蔽・偽造した者は、罰金・20年の禁固刑又は併科とされる。

さらに、監査調書について、期末から5年間保存しなければならず、もしこれに反して故意に調書を破棄した者は、罰金又は10年の禁固刑、又は併科とされる。

証券詐欺（SO法807）については、証券の売買等により詐欺をした者は、罰金・25年の禁固刑、又は併科とされる。

さらに証券詐偽から生じた債務については、破産免責を認めないとされる（SO法803）。

次に内部告発者の保護については、投資家に対する不正に関して法規制当局、連邦議会議員、議会委員会等に情報を提供した従業員は、保護されることとして詳細な手続を定めている（SO法806）。

証券諸法に違反した不正、詐欺、ごまかしなどについての請求訴訟の期間は、①違反の事実の判明後2年間、②その違反後5年間、のいずれか早い時期とされ、期間が延長されている（SO法804）。

9. ホワイト・カラー刑罰の強化

本節では、謀議者の罪、通信詐欺罪の強化、従業員退職所得保護法の強化、CEO・CFOによる証明とその違反への刑事罰を定めている。

この章の下での何らかの罪を犯そうと試み又は謀議する者は、その罪に規定されていると同じ刑罰に服する（SO法902）。

郵便・通信による詐欺罪を現行の5年から20年に引き上げている（SO法903）。

また、従業員退職所得保護法の刑事罰を10年以下の禁固刑等へと改正強化している（SO法904）。

さらに、定期財務報告の証明（SO法906）では、CEO・CFOは、SECに定期財務報告を提出時に証明書の添付を求められ、そこでは、「財務諸表を含む定期報告書は、証券取引所法の定める要件に完全に遵拠しており、そこに含まれている情報は、すべての重要な点で、発行者の財政状態及び経営成績を適正に示している。」という内容となっている。

この証明書をつけた定期報告書が、定められた要件に適合していないことを知りながら証明し

た者は、100万ドルの罰金か10年の禁固刑又は併科、とされ、故意に虚偽証明した者は、500万ドル又は20年以下の禁固刑又は併科とされている。

10. 法人税申告書

ここでは、法人税申告書は、会社のCEOがサインすべきである、というのが上院の考えである、としている（SO法1001）。

11. 企業不正及び説明責任

この節では、記録の改ざん又は正式処分の妨害、SECの一時的凍結権、SECの役員又は取締役就任禁止命令、刑事罰の引き上げ、密告者への報復罪の新設を扱っている。

まず、記録の改ざん又は正式処分の妨害（SO法1102）では、記録・書類・その他の物を、正式処分での利用のための完全性、利用可能性をそこなうために、改ざん・破棄・切断・隠ぺいし、或いは、そうしようとした者、及び、正式処分を妨げ、影響を与えた又は、そうしようとした者は、罰金か20年以下の禁固刑又は併科、とされる。

SECの一時的凍結権（SO法1103）では、SECは法律違反の可能性ある法定の捜査中に、発行者が、疑わしい役員等に異常な支払いをしようとしている時は、裁判所に一時的に第三者預託の要請をして、支払いを45日間差止めることができる。

SECの役員又は取締役就任禁止命令（SO法1105）では、SECは、証券諸法等の違反者で、その行動が上場企業の役員又は取締役として勤務するのに不相当である時には、その人が上場企業の役員又は取締役に就任することを、条件付きで又は無条件で、また、永久に又は一定の期間、禁止する命令を出すことができる。

刑事罰の引き上げ（SO法1106）では、証券取引所法違反の刑罰を500万ドル（従前100万ドル）の罰金又は20年（従来は10年）の禁固刑、又自然人以外への罰金も2,500万ドル（従来250万ドル）へと引き上げを行なっている。

さらに、密告者への報復罪の新設（SO法1107）では、何らかの連邦罪の違反又はあり得ることにに関して法執行官（law enforcement officer）に何らかの真実の情報を提供したために、仕返しをする意図で、正当な雇用又は暮しへの干渉を含む、その人に害を及ぼす何らかの行動を知りながら取る人は、罰金か10年の禁固刑、又は併科、とされる。

3. ニューヨーク証券取引所（NYSE）の新ルール

連邦議会による法案の成立を受けて、ニューヨーク証券取引所が上場基準を8月1日に改正し8月16日にSECに承認申請をしているので、その内容⁶⁾（Sec303A）をみてゆこう。

1. 上場会社は、独立取締役を過半数としなければならない。
2. “独立取締役”の定義を、次のように厳しくする。

(a) その取締役がその上場会社と重要な関係がない（直接に、又は、その会社と関係を有している組織のパートナー、株主或いは役員として）ということ、取締役会が確信をもって決定するのでなければ、その取締役は、“独立した”という資格がない。

会社は、これらの決定を開示しなければならない。

(b) さらに、

(1) その上場会社の前従業員である取締役は、退職後、5年になるまでは、“独立”とはなり得ない。

(2) 会社（又はその子会社）の監査人（現在又は前）と過去5年のうちで提携し又は雇用されていた又はいる取締役は、その提携又は監査関係が終了後5年までは、“独立”とはなり得ない。

(3) その会社の執行役員が他社の報酬委員会のために働いており、その他社が会社の取締役を雇っているという相互乗り入れ取締役である、又は過去5年間そうしてきた、取締役は、“独立”ではない。

(4) 上記のカテゴリの中に近親家族をもつ取締役は、独立性を決定するという目的のためには、同様に5年間の冷却期間という規定に従うこととなる。

ここで近親家族とは、配偶者、両親、子、兄弟、義父母、義子、義兄弟、それらの人の同居人をいう。

3. 経営者のより効果的なチェックに役立てるため非執行取締役の能力を高めるため、各社の非執行取締役は、定期的に予定された経営者抜きでの役員会議を開かなければならない。

4. (a) 上場会社は、全員独立取締役で構成される指名／コーポレート・ガバナンス委員会を持たなければならない。

(b) 指名／コーポレート・ガバナンス委員会は、次を規定した規定書（charter）を持たなければならない。

(1) 委員会の目的—取締役会メンバーとなる資格のある人を見極め、そして、次の株主総会のために、取締役候補者を選ぶ又は勧告すること。

(2) 委員会の目的と責任—それは、少なくとも、新しい取締役を選ぶための規準、及び、取締役及び経営者の評価の監視を反映しなければならない。

(3) 委員会の年次実績評価

5. (a) 上場会社は、全員独立取締役により構成される報酬委員会を持たなければならない。

(b) 報酬委員会は、次を含んだ規定書を持たなければならない。

(1) 委員会の目的—会社の役員報酬に関連する取締役会の責任をはたし、会社の委任状説明書に含める役員報酬の年次報告を作ること

(2) 委員会の義務と責任—

・CEO報酬に関連する会社の目標と目的をレビューしそして承認し、そのような目標に照らしたCEOの実績を評価し、そして、このような評価にもとづいたCEO報酬水準を

設定すること

- ・インセンティブ報酬プラン及び株式にもとづくプランに関する取締役会への勧告をすること。

(3) 報酬委員会の年次実績評価

6. 監査委員会メンバーシップのための独立性の要件（3人以上で独立取締役のみ）に、取締役報酬が監査委員会メンバーが会社から受ける唯一の報酬であるという要件を加える。

7. (a) 独立監査人を雇いそして解雇し、さらに独立監査人との重要な非監査関係を承認するための唯一の権限を与えることを含めることで、監査委員会の権限と責任を増大する。

(b) 監査委員会は、次を定めた規定書を持たなければならない。

(1) 委員会の目的—

- ・①財務諸表の完全性、②法規への準拠性、③独立監査人の資格及び独立性、④会社の内部監査職能及び独立監査人の実績、についての取締役会の監視を援助すること
- ・SECルールが年次委任状説明書に含めることを求める報告書を作成すること

(2) 監査委員会の義務と責任

- ①会社の独立監査人を雇うこと及び解雇すること（該当するときは、株主の承認を受ける）
- ②少なくとも年次で、独立監査人により次に述べられている報告書を入手しレビューすること：事務所の内部品質管理手続・事務所により行なわれた1つ以上の独立監査について、前5年以内における、直近の内部品質管理レビュー、又は事務所のピアレビュー、又は政府又は職業団体（professional authorities）による審理又は調査により提起された重要な問題点、及び、そのような問題点を処理するために取られた処置・そして監査人の独立性を評価するため、会社と独立監査人との間のすべての関係
- ③年次監査済財務諸表、四半期財務諸表、MD&Aの開示、について経営者及び独立監査人と討議すること
- ④利益の新聞発表、アナリストや格付機関に提供された財務情報や利益ガイダンスを討議すること
- ⑤必要ならば、外部の法律・会計又はその他の顧問からの勧告と助力を得ること
- ⑥リスク評価とリスクマネジメントに関する方針を討議すること
- ⑦経営者・内部監査人・外部監査人、と別々に、定期的に会合を持つこと
- ⑧監査上の問題点又は難点及びそれに対する経営者の対応を独立監査人とレビューすること
- ⑨独立監査人の従業員又は前従業員を雇用する明確な方針を設定すること
- ⑩取締役会に監査委員会から定期的に報告すること
- ⑪監査委員会の年次実績評価

(c) 各上場会社は、内部監査機能を持たなければならない。

表2 日米取締役委員会の比較

	アメリカ	日本（委員会等設置会社）
指名委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・必置－全員独立取締役（NYSE 4） ・取締役候補者を選ぶ又は勧告をする（々） 	<ul style="list-style-type: none"> ・必置－取締役3人以上，過半数社外取締役で執行役でない者（監査特例法21の8④） ・取締役の選・解任議案の内容の決定権限（同21の8①）
報酬委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・必置－全員独立取締役（NYSE 5） ・役員報酬・CEO報酬の評価にもとづく水準の設定（々） ・インセンティブ報酬プラン・株式報酬プランにつき取締役会へ勧告すること（々） ・すべての株式報酬プラン（一定のもの除く）は，株主総会の承認を要する（NYSE 8） 	<ul style="list-style-type: none"> ・必置－取締役3人以上，過半数社外取締役で執行役でない者（同21の8④） ・取締役及び執行役が受ける個人別の内容を決定する権限を有する（同21の8③） ・個人別報酬の内容の決定に関する方針を定め，営業報告書に記載する（同21の11） ・報酬については次を決定する（同21の11③） <ul style="list-style-type: none"> ①確定金額 個人別の額 ②不確定金額 個人別の具体的な算定方法 ③金銭以外のもの 個人別の具体的な内容
監査委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・必置－全員独立取締役（SO法301） 委員会メンバーとして以外の一切の報酬等を受けないこと，会社の系列下の人でないことが求められる ・会計事務所の任命，報酬，その作業の監視の責任を有し，会計事務所は監査委員会に直接に報告しなければならない（々） ・次を扱うための手続の確立を要する（々） <ul style="list-style-type: none"> (A) 会計，内部会計統制，監査の問題に関して会社により受け取られる苦情の受領，保存，処理 (B) 疑わしい会計又は監査事項に関する従業員による内密で匿名での提案 ・必要な時は，顧問，アドバイザーを備うことができる（々） ・会計事務所，アドバイザー等の資金は会社により支出される（々） ・こうした規定に違反した時は，上場禁止となる（々） ・監査委員会には少なくとも1人の財務の専門家を置くことが求められ，その専門家の要件をSECが定めることを求めている（SO法407） ・会計事務所が税務を含む認められた非監査サービスを提供する時は監査委員会の事前承認を要する（SO法202） ・会計事務所の品質管理手続及びそのレビュー結果，その事務所とのすべての関係を入手しレビューすること（NYSE 7） ・経営者，内部監査人，外部監査人と会合をもち討議する（々） ・監査人の従業員を備う方針の設定その他（々） ・上場会社は内部監査機能を持たなければならない（々） 	<ul style="list-style-type: none"> ・必置－取締役3人以上，過半数が社外取締役で執行役でない者（同21の8④） ・取締役及び執行役の職務の執行の監査をする（同21の8②一） ・会計監査人の選任，解任，再任はしないという議案の内容の決定をする（同21の8②二） ・会社及びその子会社の執行役，使用人又は子会社の業務執行取締役を兼ねることはできない（同21の8⑦） ・必要費用は会社より支出する（同21の9④） ・監査委員会の委員は，執行役の目的外の行為法令，定款違反の行為をし又はするおそれがある時は取締役会に報告し，必要あるときは当該行為の差止めを請求することができる（同21の10④⑤）
取締役会	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社は，独立取締役を過半数としなければならない（NYSE 1） ・独立性の要件…厳しく規定（NYSE 1） ・非執行取締役は，経営者抜きでの会議を定期的に行かなければならない（NYSE 3） ・上場会社は，コーポレート・ガバナンス・ガイドライン及び倫理規約を定めなければならない（NYSE 9・10） 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社は取締役3人以上（商255）とされており各委員会については，上にみるように過半数が社外取締役としているのみで，全取締役の過半数を社外とすることまでは求めている。 ・社外取締役（商188②七ノ二） 業務執行取締役でなくて，過去に会社及びその子会社の執行取締役，執行役，使用人でなく又現在もそうでないこと。

8. 株式報酬プランに関する株主コントロールを増やすため、株主は、誘導 (inducement) オプション・M&Aに関連するプラン・税制適格超過利益プラン、を除く、すべての株式報酬プランを投票する権利を与えられなければならない。
9. 上場会社は、コーポレート・ガバナンス・ガイドラインを採用し、開示しなければならない。そのガイドラインで扱われるべき論点は次の通りである。
 - ・取締役資格規準　・取締役の責任
 - ・取締役の経営者へのアクセス及び必要で適切な時は独立顧問へも。・取締役報酬・取締役オリエンテーション及び継続教育・経営者後継・取締役会の年次業績評価
10. 上場会社は、取締役、役員及び従業員の業務行動及び倫理規約を採択・開示が必要であり、さらに、取締役又は執行役員の規約の適用免除は速やかに開示しなければならない。この規約は、次の点を扱うべきである。
 - ・利益相反　・会社の機会（忠実義務）
 - ・守秘義務　・公正取引　・会社資産の保護と正しい利用　・法律・規則の遵守
 - ・不法又は非倫理的行為の報告の奨励
11. 上場外国会社は、彼らのコーポレート・ガバナンスがNYSE上場基準下での国内会社のそれと異なっている重要な点を開示しなければならない。
12. 各上場会社のCEOは、NYSEのコーポレート・ガバナンス上場基準に違反することには気づいていない、ということを毎年NYSEに証明しなければならない。
13. NYSEは、その上場基準に違反する会社に対して、公式戒告証 (public reprimand letter) を発行する。

なお、本稿では、新ルールの骨格部分のみ紹介しているので原文には、それぞれの条項ごとに注釈がつけられているので必要に応じて参照されたい。

最後に、NYSEの改正案による改正後のアメリカの各種委員会と、我が国で2002年5月の改正商法で認められた委員会等設置会社の委員会の要件とを対比して示せば表2のようになろう。これをみれば、我が国でも各種委員会の社外取締役を過半数でなく全員にする、独立性の要件をより厳しくする、監査委員会の任務をより厳しく定める、また、全取締役のうち過半数を社外独立取締役とするなどの点で検討が望まれよう。

また、監査人を規制するルールについても見直しが求められよう。

注)

- 1) 次の市民団体のホームページによれば70本近くの法案が示されている。
<http://www.citizenworks.org/enron/legislation.php> (8/26)
- 2) なお、こうした改正の経緯については次が参考となる。
河村賢治「米国における企業統治改革の最新動向」『商事商務』No.1636, pp.50-75.
- 3) この年表の不正事例は、専ら日本経済新聞に掲載されたものを示しているが、The Wall Street Journal, June.20.2002に不祥事会社とその監査人等の一覧表が示されているが、そこには、この他の

会社として、CMSエナジー、コンピュータ・アソシエーツ、インクロン・システム、Kマート、マイクロ・ストラテジー、ネットワーク・アソシエーツ、PNC・ファイナンシャル・サービス、リラント・リソースなどが示されている。

4) Sarbanes-Oxley Act of 2002

([http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/D ? c107:1:/temp/~o107yVKGP:e0:](http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/D?c107:1:/temp/~o107yVKGP:e0:))

5) ここで監査人の独立性の観点から禁止する業務は、SECが2000年6月に改正を提案しAICPAの反対で実現しなかった内容と同様となっている。

次を参照のこと。

拙稿「監査委員会の機能と独立監査人」

中央大学経理研究所、『経理研究』第44号，p.55.

6) Corporate Governance Rule Proposals, Reflecting Recommendations from the NYSE Corporate Accountability and Listing Standards Committee As Approved by NYSE Board of Directors August 1,2002.

(<http://www.nyse.com/about/report.html>)

7) 本稿の脱稿（8月末）後、この法律を解説した資料には、次のようなものがあり参考となろう、
八田進二・橋本尚「サーベズ=オックスリー法の概要とわが国への影響」『週刊経営財務』NO.2589
(pp.12-18), NO.2590 (pp.38-43), NO.2591 (pp.33-37)

加藤厚「電撃成立、米企業改革法のポイント」『経理情報』NO.995 (pp.28-33)